

整理番号 1

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	NPO法人日本アレルギー友の会会費、振込手数料		
年月日	令和元年 5月 18日 平成31年3月14日 ~ 平成 年 月 日	金額	4,063 4,432 円

会の趣旨・目的	会員になることにより、アレルギー治療や生活課題について情報収集と調査を行い今後の政策提言に結び付けることを目的とする。
会の活動内容等	・交流会や研修会の開催
政務活動・県政との関連性	調査や情報収集した内容に沿って、課題解決に活かし、県政発展に繋げていく

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	109	
31.03.14			
銀行番号	店番号	科目	口座番号
お取扱店	お取引内容	お取引金額	
0277	お引出し	¥4,000	
お取扱枚数	*****		
	おつり	残高	

キャッシング	手数料	時刻	お取扱いできない場合
	¥432	14050065	
お振込先明細	ミス`ホ キンシチヨウ 普通 1883801 トクヒ)ニホンアレルギー`ートモノカイ 様 ハヤカリ イクコ 様 TEL0545-62-4645		

《領収書貼付枠》

・ 額に示す 会費規程によ3.
平成31年度分 会費を前払い
5月~11月分
4432 × 1/2 = 40.63

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款)

06.520.38

(裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	4,063	/	4,063
	4,432 円	100%	4,432 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

特定非営利活動法人日本アレルギー友の会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人日本アレルギー友の会という。

(事務所)

第2条 この法人は、事務所を東京都江東区住吉2丁目6番5号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、アレルギー性疾患に関する情報を収集して正しい知識を広め、その対策の確立と推進を図り、気管支喘息やアトピー性皮膚炎などの患者の社会復帰、並びに福祉の向上に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) アレルギー性疾患に関する治療及び機能の回復に関する必要なる施策の充実強化を図るための啓蒙、広報に関する事業。
- (2) アレルギー性疾患、特に気管支喘息、アトピー性皮膚炎を有する者の治療相談及び社会復帰のための相談に関する事業。
- (3) 定期会報及びアレルギーに関する図書、雑誌の刊行。
- (4) その他、本会の目的を達成するために必要な事業。

第2章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の8種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の運営に積極的に関わり、責任の一端を担うことができ又定期総会及び臨時総会へ出席が可能で、議決権を有する個人
- (2) 普通会員 この法人の目的に賛同して入会し、本法人の運営に関わることが無く又総会へ出席する必要のない、総会の議決権を有しない個人及び団体

- (2)本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3)継続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4)除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1)この定款に違反したとき。
 - (2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(入会金及び会費の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費は、返還しない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1)理事3人以上11人以内
 - (2)監事1人
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上2人以内を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員総数の3分の1を越えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号いずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その職務を総理する。

- 2 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は総会の議決を経て理事長が別に定める。

第4章 会 議

(種別)

第20条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1)定款の変更
- (2)解散及び合併
- (3)会員の除名
- (4)事業計画及び予算並びにその変更
- (5)事業報告及び決算
- (6)役員を選任及び解任
- (7)役員の職務及び報酬
- (8)入会金及び会費の額
- (9)資産の管理方法
- (10)借入金(その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第48条において同じ。)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11)解散における残余財産の帰属
- (12)事務局の組織及び運営
- (13)その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

- 2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1)理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2)正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3)監事が第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1)総会に付議すべき事項
- (2)総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3)その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1)理事長が必要と認めたとき。
- (2)理事総数の2分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の場合にはその日から10日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面、ファクシミリ又は電磁的方法により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第35条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第36条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面、ファクシミリ又は電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度ごとに理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第45条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第46条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第47条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第48条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第49条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解散)

第50条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

(1)総会の決議

(2)目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能

た者に対し、理事長の退任後2年間、名誉理事長の称号を与えることができる。なお、再任は妨げない。

2 名誉理事長は、この法人の運営に対する指導、助言を行うことができる。

3 名誉理事長は、理事会において任命する。

第11章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の設立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立の日から最初の通常総会の日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第43条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から平成15年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の会費は、第8条の規定にかかわらず、年会費4千円とする。

別表 設立当初の役員

(役職名)	(氏名)
理事長	上野 光子
副理事長	山田 惟忠
理事	中 雅俊
監事	堀内 繁

この定款は、平成30年3月10日より施行する。

個人会員
会員番号:4758
早川 育子 様

認定NPO法人 日本アレルギー友の会
理事長 武川 篤之

会費お払い込みのお願い

日頃は当会活動にご協力を賜り心から感謝を申し上げます。

さて今年度の会費(月刊誌「あおぞら」年間購読料を含む)を下記の通りご請求申し上げますので、同封の郵便振替用紙をご利用いただきお振込ください。

私どもは微力ではございますが、会員の皆様に一層お役に立てるようにと努力させていただきます。

大変身勝手を申し上げますが、会費の納入が遅れますと、運営に影響をきたして参ります。どうぞご理解の上、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

また、当会は皆様からの会費で運営されております。症状がよくなった後でも、現在悩んでいる方をご支援いただくという意味で、会費の納入を継続くださいますようお願いいたします。

会費の入金および、当会活動資金へのご支援をいただける方は以下の方法でご入金ください。

① 同封の郵便振替用紙に会費分とご寄付の合計額を記入し、
通信欄に寄付分の金額をご記入ください。

② 銀行口座へ会費分とご寄付の合計をお振込ください。

銀行名:みずほ銀行 支店名:錦糸町(きんしちょう)支店 普通預金 1883801

口座名義名:トクヒニホンアレルギートモノカイ

※お振込の際、振込者名を「会員番号 お名前」としていただくと幸いです。

もしこの書面と行き違いにご送金くださいました場合は悪しからずご了承ください。

会費納入のことで何かご不審な点がありましたら遠慮なくご連絡ください。

記

会費	4,000 円	(2019年4月~2020年3月)
未納分	円	()

合計 4,000 円

以上

(お問合せ先)

認定NPO法人 日本アレルギー友の会

〒135-0002

東京都江東区住吉2-6-5

インテグレート村上ビル3階

Tel:03-3634-0865 Fax:03-3634-0850

(毎週火・土曜日 11:00 から 16:00 まで)

Email:j-allergy@nifty.com

整理番号 2

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団 早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	静岡県消費者団体連盟賛助会費 9,167		
年月日	令和元年5月1日 平成31年4月1日 ~ 平成 年 月 日	金額	10,000 円

会の趣旨・目的	・消費者教育や詐欺被害防止などを通し、県民の生活意識の改革とともに適切な消費活動を啓発する。
会の活動内容等	・講演会活動を通して消費者教育の推進 ・機関誌の発行
政務活動・県政との関連性	・県民生活にとり、欠くことのできない消費生活をより賢く、適切に送れるよう、最新の情報を収集し、県政に反映していく

ご利用明細 静岡銀行

ご利用ありがとうございます。
内容をご確認いただきお持ち帰りください。

年月日	振替先店番・科目・口座番号	
31 04 11	067	
銀行番号	店番号 科目 口座番号	
お取扱店	お取引内容	お取引金額
0128	お引出し	¥10,000
お取扱枚数	*****	
おつり	残高	
キャッシング	手数料	時刻
	¥011400065	お取扱いできない場合
お振込先	ス`オカケンチヨウ 普通 0267193	
お振込先	ス`オカケンチヨウヒヤク`ンタイト`メイ 様	
お振込先	アヤカリ イッコ 様	
お振込先	TEL0545-62-4645	

《領収書貼付枠》

規定 (会費) 第4条 (3)

※ 入会の折、議員は賛助会員の扱いに
なるとA指示にて、賛助会員となる。

5月~11ヶ月分

$$10,000 \times \frac{1}{2} = 9,167$$

規定

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (規約)

06.520.38 (裏面もご覧ください)

按分の理由	領収書金額 (a)	按分率 (b)	政務活動費支出額 (a×b)
全て政務活動に適應する	9,167 10,000 円	/ 100%	9,167 10,000 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

静岡県消費者団体連盟規約

第1章 総則

(目的)

第1条 本会は静岡県の消費者の力を結集して消費生活の安全・安定と向上を図り消費者自身が自己責任の取れる社会を築き上げることを目的とする。

(名称)

第2条 本会は静岡県消費者団体連盟（以下「本会」という）という。

(事務所の所在地)

第3条 本会は主たる事務所を静岡市に置く。

(事業)

第4条 本会は第1条の目的を達成するため次の事業を行なう。

- (1) 消費者団体活動の支援並びに地域消費者団体の育成
- (2) 消費者運動に関する各種集会の開催
- (3) 消費者意識向上に関する講師の斡旋、派遣
- (4) 消費者問題に関する調査研究、情報の収集と提供
- (5) 消費生活環境整備のための提言、意見表明
- (6) その他連盟の目的達成に必要な事業

第2章 会員及び会費

(会員)

第5条 本会の会員は、会の目的に賛同し、理事会の承認を得たものとする。
尚、会員及び会費について別に定める。

(会計年度)

第6条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(経費)

第7条 本会の経費は会費、補助金及びその他の収入によって支弁する。

- (1) 会費
- (2) 事業収入
- (3) 県補助金
- (4) 寄付金及びその他の収入

第3章 役員

(役員)

第8条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 20名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第9条 役員を選出は次のとおりとする。

- (1) 理事は支部及び専門部より選出する。
- (2) 理事及び監事は総会において承認を得る。
- (3) 会長・副会長は理事会において互選する。
- (4) 会長が選出された部には理事を補充することができる。

(役員の仕事)

第10条 会長は本会を代表し、その業務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、業務を掌握し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- 3 理事は理事会において本会の運営に関する重要事項を審議決定する。
- 4 監事は本会の資産及び会計並びに業務執行の状況を監査する。

(役員の仕事)

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

- 2 役員の仕事は2年とし、再任を妨げない。
- 3 補充によって選任された役員の仕事は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(総会)

第12条 総会は通常総会及び臨時総会とし、会長が召集する。

- 2 通常総会は毎年1回、臨時総会は会長が必要と認めたとき随時開催する。

(総会の議決事項)

第13条 総会は次の事項を議決する。

- (1) 規約の変更

- (2) 事業計画及び事業報告
- (3) 予算及び決算
- (4) 本会の解散

(理事会)

第14条 理事会は会長が招集しその議長となる。

- 2 監事は理事会に出席して意見を述べるができる。ただし、議決には加わらない。

(理事会の議決)

第15条 理事会は次の事項を協議し議決する。

- (1) 総会に提出する議案
- (2) 本会の運営に関する事項
- (3) 会員の入会（退会）の承認
- (4) その他会長が付議した事項

(会議の構成と議決)

第16条 総会及び理事会は、正会員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。総会については、他の出席者に委任したものは出席者と見なす。

- 2 議事の議決は、出席者の過半数の賛成をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

第5章 顧問及び参与

(顧問及び参与)

第17条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は学識経験ある者のうちから会長が理事会の同意を得て委嘱する。
- 3 顧問は本会の運営方針その他に関し、参与は連盟の業務執行その他に関し、会長の諮問に応じまたは意見を具申する。

第6章 組織

(専門部及び支部)

第18条 本会の事業を効果的に推進するため、次の組織を置く。

- 1 専門部
- 2 支部

第7章 事務局

(事務局及び職員)

第19条 事務局に事務局長及び必要な事務職員をおき会長が任命する。

- 2 事務局長は会長の命を受け業務を統轄する。
- 3 職員は事務局長の指揮を受け業務に従事する。
- 4 事務局に関する諸規程は別に定める。

付 則

- 1 この規約は平成13年2月22日から施行する。
- 2 この規約は平成16年5月26日から施行する。
- 3 この規約は平成20年5月15日から施行する。
- 4 この規約は平成21年5月21日から施行する。

静岡県消費者団体連盟会員及び会費規定

(目的)

第1条 この規定は静岡県消費者団体連盟（以下「本会」という）の会員及びこれに伴う会費等について定める。

(会員の種類)

第2条 本会の会員は次のとおりとする。

- (1) 正会員（消費者団体）
- (2) 個人会員
- (3) 賛助会員
- (4) 特別会員

(加入及び取り消し)

第3条 本会の加入については、理事会で承認を得る。

2 理事会は次の各号に該当するとき、除名することができる。

- (1) 本会の目的に反する行為があった場合
- (2) 会費の納入がない場合
- (3) その他理事会が不相当と認めた場合

(会費)

第4条 会費は年額とし、当該会計年度当初に納入する。

(1) 正会員会費は次のとおりとする。

・団体会費十団体登録会員数×200円

団体会費基準

会員数	1,000人以上	10,000円
会員数	1,000人未満	5,000円

(2) 個人会員会費 2,000円

(3) 賛助会員会費は次のとおりとする。

1口10,000円とし、1口以上とする。

(4) 特別会員会費は、次のとおりとする。

1口3,000円とし、1口以上とする。



(脱会)

第5条 本会を脱会しようとする場合は、書面にてその旨を速やかに報告するものとする。この場合、既納の会費は返還しない。

付 則

- 1 この規定は平成13年2月22日から施行する。
- 2 この規定は平成16年5月26日から施行する。
- 3 この規定は平成19年5月9日から施行する。
- 4 この規定は平成21年5月21日から施行する。

整理番号	3
------	---

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--





支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団 ・ 早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県民より意見聴収 (高速料金)		
年月日	令和元年 5月 8日～平成 年 月 日	金額	2,140 円

目的	観光振興について県民より意見聴収
使途	高速料金 (富士川 ～ 静岡 往復)
政務活動・ 県政との 関連性	新東名における観光施設の在り方について、県民の方から御意見を伺い、今後の県政に反映していく。

《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>料金所(自) 富士川スマート 料金所(至) 静岡</p> <p>19年 5月 8日 12時30分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,070- (ETC/クレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A35905-085147-624731 </p> <p><small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-meisai.jp/にアクセスして下さい。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p>  <p>料金所(自) 静岡 料金所(至) 富士川スマート</p> <p>19年 5月 8日 15時13分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,070- (ETC/クレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A35905-085147-625639 </p> <p><small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-meisai.jp/にアクセスして下さい。</small></p>
--	---

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	2,140円	/	2,140円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	4
------	---

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団 ・ 早川育子)

経費項目	調査研究費、研修費・広聴広報費・要請謝辞等謝儀・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	世界お茶まつり 2019 (高速料金) 参加とともに意見交換		
年月日	令和元年 5月10日～平成	年月日	金額 3,850 円

目的	世界お茶まつり 2019に参加し、県の取り組みを調査するとともに県民と意見交換を行う
使途	高速料金 (新富士 ～ 島田金谷 島田金谷 ～ 富士川)
政務活動・県政との関連性	世界お茶まつり 2019に参加し、県の主産業である茶業の産業面に加え文化面、学術的な可能性について再認識するとともに、生産者や販売店から今後の課題について意見を伺い、今後の県政に反映していく。

〈領収書貼付枠〉

ご利用ありがとうございます。
利用証明書

NEXCO
 中日本

料金所(自) 新富士
 料金所(至) 島田金谷

19年 5月10日
 9時18分

通行料金 ￥1,930-
 (ETCクレジット)

車種 1

取扱番号
 A35905-105147-626237 **確**

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-meisai.jp/>にアクセスして下さい。

ご利用ありがとうございます。
利用証明書

NEXCO
 中日本

料金所(自) 島田金谷
 料金所(至) 富士川スマート

19年 5月10日
 12時11分

通行料金 ￥1,920-
 (ETCクレジット)

車種 1

取扱番号
 A35905-105147-626831 **確**

本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、<http://www.etc-meisai.jp/>にアクセスして下さい。

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	3,850円	/	3,850円
		100%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	5
------	---

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・ <u>研修費</u> ・広聴広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	「東京で考える“災害と人権”」出席 交通費 駐車料金		
年月日	令和元年5月11日～平成 年 月 日	金額	11,500 10,500 円

目的	「東京で考える“災害と人権”熊本地震と障害者を受け入れた熊本学園大学・激動の45日間」の展示、講演会に参加。
使途	交通費（新富士～東京往復 三田～芝公園往復） 駐車料金
政務活動・ 県政との 関連性	県政課題解決に向けた研修会（「東京で考える“災害と人権”熊本地震と障害者を受け入れた熊本学園大学・激動の45日間」）に参加し、議会や委員会等に繋げ、県政に反映していく 6月定例会会派代表質問の参考とする。

《領収書貼付枠》

- ※ 支払者 早川育子
- ※ 領収証 別紙

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである。	11,500 10,500 円	/ 100%	11,500 10,500 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 書

Receipt 様

領収年月日 2019.-5.11
金額 ￥10,140 (消費税等込み)
〔クレジット扱い〕

購入商品 JR乗車券類 JR tickets
(30178 4枚)
東海旅客鉄道株式会社
(東)新富士駅
新富士駅MV801発行 40179-02
印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

領収書

様

ご利用日付 2019年05月11日
時刻 12時06分
カード番号:----
取引内容:乗車券購入 金180円

印紙税法
第5条第2項
に非課税

伝票番号:33028

・毎度ありがとうございます。

三田 駅 券 21発行
東京都交通局

領収書

様

ご利用日付 2019年05月11日
時刻 17時03分
カード番号:----
取引内容:乗車券購入 金180円

印紙税法
第5条第2項
に非課税

伝票番号:43032

・毎度ありがとうございます。

芝公園 駅 券 01発行
東京都交通局

領 収 証

令和元年5月11日

早川

様

沼津
静岡
山梨
富士山



駐車時間 10時10分から

駐車料金 2,000 -



新富士駅北口駐車場

オーケー
パーキングOK

静岡県富士市柳島276-7

TEL (0545) 61-8321

様式第2号

決 裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
<p>県外調査概要書</p> <p>令和元年 5月11日 会派名・議員氏名 公明党静岡県議団 早川育子</p>						
目 的	「熊本地震と障がい者を受け入れた避難所」講演会に参加し、今後の県政に反映する。					
年 月 日	令和元年5月11日(土) 13:30~16:30					
場 所	東京都人権プラザ					
内 容	<p>1 行程 新富士駅~東京駅~三田駅~芝公園駅往復</p> <p>2 応対者 ※ 別紙参照</p> <p>3 聴取内容 ※ 別紙参照</p> <p>4 県政への反映 ※ 別紙参照</p>					

県外視察報告（令和元年5月11日）

講演会「熊本震災と障害者を受け入れた避難所」熊本学園大学・激動の45日

「人権を保障するインクルーシブな避難所とは」

講師 花田昌宣氏（熊本学園大学社会福祉学部教授）

東 俊裕氏（弁護士、熊本学園大学社会福祉学部教授）

井上ゆかり氏（熊本学園大学水俣学研究センター研究員）

内容：

「人権を保障するインクルーシブな避難所とは 障害者を受け入れた熊本学園大学の災害時避難所運営の経験」花田昌宣教授

- ・自然災害は回避できないが、事前、個人、組織などでの取り組みにより二次被害を防ぐことはできる。
- ・熊本学園大学は指定避難所ではなかったが、4月14日発災直後に避難所を開設。16日本震後、避難してきた人は約750名。5月28日閉所まで、24時間支援体制を構築。
- ・地域の「災害弱者」と言われる方々を受け入れたことは、地域のみならず災害関係者から高く評価された。
- ・これまでの大規模災害発災後、多くの障がい者は取り残されてきた。
- ・熊本地震でも障がい者は居場所がなく、避難所を転々とするか壊れた自宅で過ごさざるを得なかった。
- ・そうした中、4月14日前震発災直後に避難所として開放。この時約110名の避難者が避難してきた。熊本学園大学では地域の中で社会福祉の実践を目指し、学生の中にも障がいのある学生がいるなどインクルーシブな避難所として自然な形で開設できた。
- ・「災害避難所・熊本学園大学モデル」として、障がい者、高齢者の脱施設と地域移行の流れを踏まえた災害時緊急避難のあり方を提示できた。①いのちをつなぐ場所②差別解消と合理的配慮の実践が実現できた。管理しない、配慮することが重要。
- ・福祉避難所ではなく、一般の避難所で受け入れる体制が重要。
- ・震災前のあり方が重要。地域に共生社会を根付かせていくことが重要。

「災害と障害～誰もが安全に避難できる地域づくりを目指して～」東俊裕教授

- ・災害時における人権保障の重要性は障害者権利条約にも定められ、障害者基本法、障害者差別解消法、災害対策基本法などにも明確にされているが、実際には実行されていないのではないか。
- ・平成17年3月「災害時要援護者の避難支援ガイドライン」平成25年災害対策基本法の改正、避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針が示され、全体計画・地域防災計画の策定とともに避難行動要支援者名簿の作成、発災時等における避難行動要支援者名簿

の活用、個別計画の策定、避難行動支援に係る地域の共助力の向上が求められているが、地域によりその取り組みは一定ではない。

- ・熊本地震では、個別計画は策定されていたが、事前の予知情報のないなかでは避難誘導は困難であった。実際に、本人との面談の上、プランを作成し、①誰が②誰を③どこに④どうやって誘導するのか、訓練も必要である。

- ・課題としては、民生委員がキャパを超えた人数を担当しなくてはならない、人材不足、日ごろ地域から孤立しやすい高齢者・障がい者どのように見える化していくか、小・中・高校生の若い力をどう取り込んでいくのか、防災教育の充実が重要、防災訓練のあり方を根本的に見直していく必要があるなど、様々な観点からあげられる。

- ・熊本学園大学の避難所以外の避難所では、特に在宅の障がい者が取り残されてしまっていた。

- ・一般避難所での様々な社会的障壁（物理的、制度的、情報・コミュニケーション、心理的障壁）が存在していた。

- ・仮設住宅は、設計の段階から障がい者の存在を想定していないような作りになっていた。

- ・そのような中で「被災地障害者センターくまもと」の果たした役割は大きい。

- ・結論として、発災前から、障がい者も高齢者も共に暮らせる地域づくりが重要である。

「平成28年熊本地震と避難所運営に関する健康医療支援体制について」井上ゆかり氏

- ・健康医療支援チームには様々な相談が寄せられてきた。

- ・長時間にわたる避難生活による体調不良、ストレスからくる不眠、医療機器使用者の電源確保、障がいや高齢のため片付けができない等生活支援に関する相談など多岐にわたっていた。

- ・こうしたことを背景に医療との連携、避難所のレイアウト、衛生管理、情報発信の工夫、女性や乳幼児への配慮、ペット同行避難者への配慮など、避難所運営に反映できた。

- ・発災前の問題が顕在化する亜急性期の対応から時間が経過するにつれ増加する心理的ケアなど、慢性期の支援は心の支えを要する内容が重点を占めた。

県政への反映

- ・熊本地震の際、避難所として、障がい者をはじめ地域の方を積極的に受け入れてきた熊本学園大学の取り組みは、具体的な問題を提起され、ご苦労されてきた内容がつぶさにわかり、大変参考になった。

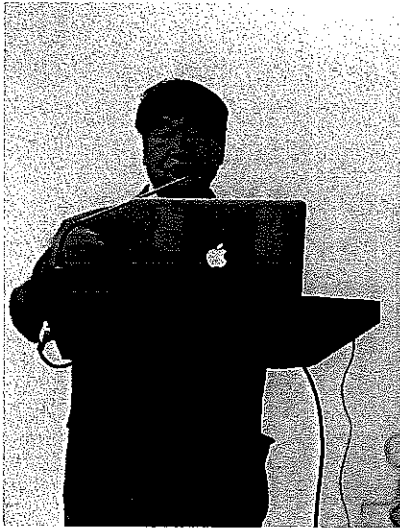
- ・本県では、避難所運営マニュアルで障がい者や高齢者など要配慮者への配慮が盛り込まれているが、各自治体での取り組みは非常にまばらで、実態を把握する必要がある。

- ・また、熊本学園大学のような福祉人材も多く存在するが、どのように連携していくのか、訓練も含めきめ細かく進めていく必要性を実感した。

- ・自然災害は避けて通れないが、少なくとも事前の防災・減災対策で二次被害は防げ、一番

取り残されてしまう障がい者、高齢者など要配慮者へのきめ細かな対策が求められ、その具体的な対策についても学ぶことができ、今後の県政に反映していきたい。

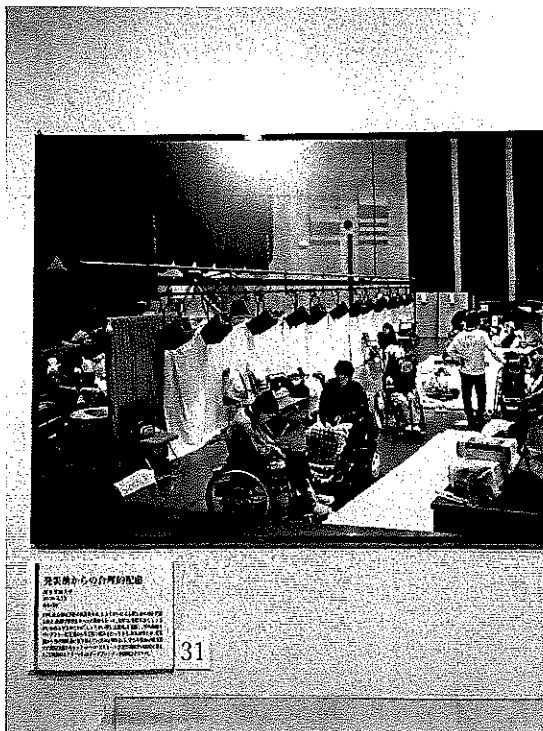
【花田昌宣教授】



【展示内容 熊本学園大学ボランティアのベスト】



【避難所の様子】



【会場前にて】



整理番号	7
------	---

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	富士市日中友好協会 会費		
年月日	令和元年 5月12日～平成 年 月 日	金額	5,000 4,583 円

会の趣旨・目的	日本と中国は一衣帯水の隣国であり、長い歴史の中で文化の往来が続いている。静岡県日中友好協会の地区組織として、年々増加する中国の方々との交流を通し、民間交流を深め、多文化共生社会を構築していく事を目的とする。
会の活動内容等	<ul style="list-style-type: none"> ・交流会の開催 ・中国人殉難者慰霊祭の開催 ・国際交流フェアなど国際交流事業への参加など
政務活動・県政との関連性	静岡県全体でも年々増加する中国の方々との交流を通し、頂いたご意見をもとに多文化共生社会構築に向け、県政に反映していく。

《領収書貼付枠》

※5月から11か月分 $5,000 \times 11/12 = 4,583$

領収証別紙

5月に入ってからの請求のため 1か月分

※ 添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (規約)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
すべて政務活動にかか るものである。	5,000	/	5,000
	4,583 円	100%	4,583 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

2

早川育子 様

元年 5 月 12 日

★ ¥5,000-

但 2019年度年会費 7500-

上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額

消費税額等(%)

〒417-0826 富士市中

富士市日中友

会 長 渡 辺



富士市日中友好協会 規約

(名称)

第1条 この会は富士市日中友好協会といい、静岡県日中友好協会に属し、事務局を事務局長宅に置く。

(目的)

第2条 この会は、思想、信念、政党政派の違いを超えて、各会各層の日中友好を願う人々が、「日中共同声明」「日中平和友好条約」を基盤とし、日中友好の一点で集結する全市民的組織であり、日中両国民の相互理解と友好を深め、両国の繁栄と世界平和に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

1. 日本中国相互の国情と文化の研究、紹介。
2. 友好使節の交換（公的な訪中については助成することができる。）
3. 日本中国の文化、芸術、学術、技術、体育などの各分野にわたる交流促進。
4. 在中国人、中国帰国者との交流促進。
5. その他必要な事項。

(会員)

第4条 この会の目的は、規約に賛成し、会費を納める者を会員とする。

(機関)

第5条 この会は次の機関をおく。1. 総会 2. 理事会

総会はこの会の最高決議機関で、年1回開催する。但し、理事会が必要と認めた時には臨時会員総会を開くことができる。総会の議長は会長が務める。

(役員)

第6条 この会は次の役員をおく。

名誉会長1名、会長1名、副会長若干名、相談役若干名、事務局長1名、事務局次長1名、会計1名、会計監査2名とし、理事若干名、役員は総会で選出し任期は2年とする。

(顧問、参与)

第7条 この会には顧問、参与をおくことができる。

(財源)

第8条 この会の財源は会費、事業収入、寄付金等の収入をもって充てる。会費は年額2千円とする。(但し、役員5千円、理事及び参与3千円、県会議員参与5千円、顧問は特別会費として、1万円、家族会員は一般会員の半額とする。)

第9条 この会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日とする。

(その他)

第10条 この規約に定めないものは理事会で決める。

付則 この規約は1990年7月10日より実施する。

この規約は2003年7月6日より実施する。

この規約は2005年7月3日より実施する。

この規約は2006年7月2日より実施する。

この規約は2007年7月1日より実施する。

整理番号	8
------	---

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団 ・ 早川育子)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県民意見聴収 (高速料金)		
年月日	令和元年 5月14日	～平成 年 月 日	金額 1,770円

目的	医療と介護の人材不足について意見を伺う。
使途	高速料金 (富士川 ～ 静岡 清水 ～ 富士川)
政務活動・ 県政との 関連性	深刻な医療と介護の現場での人材不足について貴重な御意見を伺い、意見交換をおこない今後の県政に反映していく。

《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p> <p>料金所(自) 富士川スマート 料金所(至) 静岡</p> <p>19年 5月14日 10時 2分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,070- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A35905-145147-627439 確</p> <p><small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-meisai.jp/にアクセスして下さい。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p> <p>料金所(自) 清水 料金所(至) 富士川スマート</p> <p>19年 5月14日 19時 9分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥700- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A35905-145147-628130 確</p> <p><small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-meisai.jp/にアクセスして下さい。</small></p>
--	--

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,770円	100%	1,770円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	9
------	---

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団 ・ 早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請情報活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	県民からの意見聴取 (高速料金)		
年月日	令和元年 5月17日	～平成 年 月 日	金額 1,770円

目的	発達障がいのある方への教育支援について県民の方から意見を伺う。
使途	高速料金 (富士川 ～ 静岡 清水 ～ 富士川)
政務活動・ 県政との 関連性	発達障がいのある方への教育支援について貴重な御意見を伺い、意見交換をおこない今後の県政に反映していく。6月定例会代表質問に反映。



《領収書貼付枠》

<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p> <p>料金所(自) 富士川スマート 料金所(至) 静岡</p> <p>19年 5月17日 15時12分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥1,070- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A36905-171779-360535 確</p> <p><small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-meisai.jp/にアクセスして下さい。</small></p>	<p>ご利用ありがとうございます。</p> <p>利用証明書</p> <p>料金所(自) 清水 料金所(至) 富士川スマート</p> <p>19年 5月17日 18時39分</p> <hr/> <p>通行料金 ¥700- (ETCクレジット)</p> <p>車種 1</p> <p>取扱番号 A36905-171779-361939 確</p> <p><small>本利用証明書は、ETC利用照会サービスで印字されたものです。サービス内容の確認は、http://www.etc-meisai.jp/にアクセスして下さい。</small></p>
--	--

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	1,770円	100%	1,770円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	10
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	---	-------	---	-------

支出証拠書

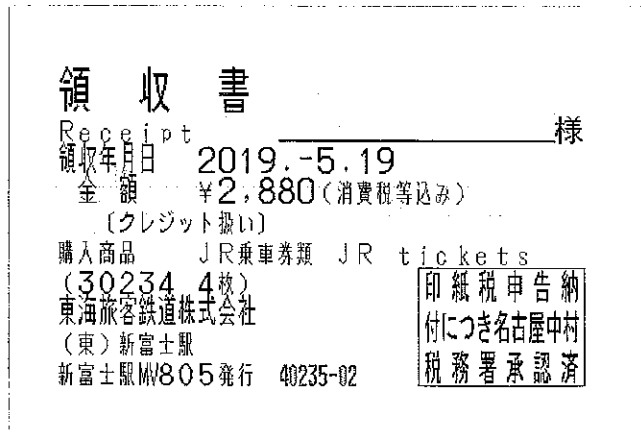
(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団 ・ 早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請謝辞活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡県ボランティア協会総会参加、意見交換 (交通費、駐車料金)		
年月日	令和元年 5月19日～平成 年 月 日	金額	3,880円

目的	静岡県ボランティア協会総会に出席し、関係者との意見交換を行う。
使途	交通費 (新富士 ~ 静岡往復) 駐車料金
政務活動・ 県政との 関連性	静岡県ボランティア協会総会に出席し、関係者との意見交換を行う。例年、サマーショートボランティア事業実施により中・高生の社会貢献意識を醸成するとともに、近年多発する自然災害後の被災地支援について意見交換し、今後の県政に反映していく。

《領収書貼付枠》

※支払者 早川育子
※駐車料金は別紙



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	3,880円	100%	3,880円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

建元 年 5 月 19 日

早川いづ子 様

沼津
静岡
山梨
富士山



駐 車 時 間

12 時 27 分 から

駐 車 料 金

4,000



新 富 士 駅 北 口 駐 車 場

オーケー
パーキングOK

静 岡 県 富 士 市 柳 島 2 7 6 - 7

TEL (0545) 61-8321

整理番号	11
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団 ・ 早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	商店街店主と意見交換 (駐車料金)		
年月日	令和元年 5月19日～平成 年 月 日	金額	300円

目的	商店街店主との意見交換を行う。
使途	駐車料金
政務活動・ 県政との 関連性	人口減少に伴い疲弊する商店街の課題について意見交換し、今後の県政に反映していく。

《領収書貼付枠》

富士駐車場
東洋カーマックス株式会社

《領収書》

[NO. 3]
19年05月19日16:23 --05月19日17:31
駐車料金 300円
合計 300円
お預り 500円
お釣 200円
NO.022142

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	300円	100%	300円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	12
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書 (各種団体会費)

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費		
内容	公益社団法人日本医療社会事業協会 会費		
年月日	令和元年 5月21日～平成 年 月 日	金額	11,000 10,083 円

会の趣旨・目的	少子高齢人口減少社会において、福祉専門職による研修や情報発信により、質の高い福祉サービスが提供される事を目的とする。
会の活動内容等	・研修会の開催 ・情報誌の発行
政務活動・県政との関連性	医療、福祉の現場で働く専門職の方々との意見交換や定期的な情報取得により、必要な福祉サービスの充実や人材確保などについて、議会発言につなげ、県政に反映していく。

《領収書貼付枠》

※5月から11か月分 ~~11,000 × 11/12 = 10,083~~
 5月に入、10月の請求分のみ 1年分として

※領収書別紙

※添付書類：団体の会則・事業概要・その他 (定款)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
すべて政務活動にかか るものである。	11,000 10,083 円	/ 100%	11,000 10,083 円

※ 按分による支出がある場合は、按分の理由、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

早川 育子 様

¥11,000

2019年度（2019年4月～2020年3月）会費として
上記の金額を領収いたしました。

2019年5月21日

公益社団法人日本医療社会福祉協会
東京都新宿区住吉町8-20
四谷ヂンゴビル2F
TEL 03-5366-1057



公益社団法人日本医療社会福祉協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、公益社団法人日本医療社会福祉協会と称する。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、保健医療分野における福祉サービスの充実及び向上を図り、あらゆる地域において社会福祉士による福祉サービスが提供される環境を整備するため、保健医療分野における社会福祉に関する調査研究及び社会福祉活動の普及啓発と保健医療に携わる社会福祉士の専門的知識及び技術の向上に努め、もって公衆衛生の向上並びに社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 保健医療分野における社会福祉士の業務実態等の調査を基に、福祉サービスの充実及び向上を図る事業。
- (2) 保健・医療・福祉の各サービスが連携を保持し、総合的に提供されるために必要なソーシャルワークに関する調査研究。
- (3) 保健医療分野における社会福祉士の業務について国民の理解を求め、社会福祉士による福祉サービスが活用される環境を整備する事業。
- (4) 保健医療に携わる社会福祉士の専門的知識及び技術の向上のための研修等の実施。
- (5) 社会福祉学を基にした専門的知識および実務経験を有する社会福祉士に対して資格を付与し、資格者による福祉サービスの向上を図る事業。
- (6) 国内外の保健医療分野における社会福祉活動に従事している者（以下「ソーシャルワーカー」という）の団体等と連携し、高齢者、障害者、生活困窮者及び災害被災者に対するソーシャルワーカーの活動を支援することを通じて社会に貢献する事業。
- (7) その他本会の目的を達成するために必要な事業。

2 前項第1号ないし第5号の事業は日本全国で行い、第6号の事業は日本全国及び諸外国で行う。

第3章 会 員

(種 別)

第 5 条 本会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律における社員とする。

- (1) 正会員 本会の目的に賛同して入会した社会福祉士の資格を有する個人
- (2) 賛助会員 本会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本会の事業に功労のあった者で理事会において名誉会員とすることを承認された個人、または、学識経験者で理事会において入会を承認された個人

(入 会)

第 6 条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定める入会申込書を代表理事に提出することにより、入会を申し込むものとする。

- 2 代表理事は、入会申込書を受領したときは、意見を付して理事会に諮り、理事会が入会を承認したときは、入会申込者にその旨を通知する。
- 3 入会申込者は前項の理事会承認決議がなされたときに会員の資格を取得する。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員は、社員総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

- 2 賛助会員は、理事会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退 会)

第 8 条 会員は、理事会において別に定める退会届を代表理事に提出することにより、いつでも退会することができる。

(除 名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、除名することができる。この場合、代表理事は、除名決議の対象となる会員に対し、当該社員総会の日から1週間前までにその旨を通知し、社員総会において議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

- 2 代表理事は、前項により除名の決議がなされたときは、速やかに当該会員にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格喪失)

第 10 条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 入会金の支払を怠り、納入期限から1か年以上経過しても支払わないとき。
- (4) 会費を滞納し、その滞納額が2か年分以上となったとき。
- (5) 総社員の同意があったとき。

(倫理綱領の遵守)

第 11 条 ソーシャルワーカーである本会の会員は、その使命にふさわしい倫理を自覚し、社員総会で定められた倫理綱領を遵守しなければならない。

2 理事会は、ソーシャルワーカーが前項の倫理綱領に反する行為をしたとの苦情を申立てられ、懲戒を相当と判断するときは、懲戒処分を決定することができる。

3 懲戒手続に関する規則その他懲戒に関する事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(抛出金品の不返還)

第 12 条 本会は、会員の資格を喪失した者に対し、既納の入会金、会費及びその他の抛出金品を返還しない。

第4章 社員総会

(構成)

第 13 条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(権限)

第 14 条 社員総会は、次の事項について決議する。

(1) 社員の除名

(2) 理事及び監事の選任又は解任

(3) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の承認

(4) 定款の変更

(5) 解散及び残余財産の処分

(6) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 15 条 定時社員総会は、毎事業年度終了後3か月以内に1回開催する。

2 臨時社員総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集を請求したとき。

(2) 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員が、代表理事に対し、社員総会の目的たる事項及び招集の理由を示して招集を請求したとき。

(招集)

第 16 条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の議決に基づき代表理事が招集する。

2 代表理事は、前条第2項2号により招集の請求があったときは、その日から6週間以内に臨時社員総会を招集しなければならない。

(議長)

第 17 条 社員総会の議長は、総会において、出席社員の中から選出する。

(議決権)

第 18 条 社員総会における議決権は、社員1名について1個とする。

(定足数)

第 19 条 社員総会は、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席しなければ開会することができない。

(決議)

第20条 社員総会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した社員の過半数をもって行う。

- 2 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに前項の決議を行わなければならない。

理事又は監事の候補者の合計数が第23条第1項に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面表決及び委任)

第21条 社員総会に出席できない社員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって議決権を行使し、又は他の社員を代理人として議決権行使を委任することができる。

- 2 前項の場合における第19条及び第20条第1項の規定の適用については、その社員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及びその社員総会において選任された議事録署名人2人以上が、署名、押印しなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第23条 本会に次の役員を置く。

- (1) 理事は25名以上30名以内
- (2) 監事は2名以内

- 2 理事のうち1名を会長、3名以上5名以内を副会長、3名以上5名以内を業務担当理事とする。
- 3 前項の会長をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律に規定する代表理事とし、副会長及び業務担当理事をもって同法第91条第1項第2号に定める業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、本会を代表し、その業務を執行する。
- 3 業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、代表理事を補佐し、且つ本会の業務を分担執行し、代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、その業務執行を代行する。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局長に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第27条 役員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した役員の補欠として選任された役員の任期は、退任した役員の任期満了までとする。
- 3 役員が欠けた場合又はこの定款で定める役員の最低の員数が欠けた場合には、任期満了または辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、その職務を執行しなければならない。

(解任)

第28条 役員が次の各号の一に該当するときは、社員総会において、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって、解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったと認められるとき。

(報酬)

第29条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、社員総会において別に定める報酬等を支給することができる。

- 2 役員には費用を弁償することができる。
- 3 第2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、代表理事が定める。

第6章 理事会

(構成)

第30条 本会に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第31条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

第32条 定期理事会は毎年3回以上開催する。

- 2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき。
 - (2) 理事から理事会の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。
 - (3) 監事から法令に基づく招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、理事会を招集するときは、理事に対し、会議の日時、場所、目的及び審議事項を、理事会の7日前までに通知しなければならない。
- 3 代表理事は、前条第2項第2号または第3号の請求があったときは、その日から14日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(議決)

第35条 理事会における議決権は、理事1名について1個とする。

- 2 理事会は、理事の過半数が出席しなければ開会することができない。
- 3 理事会の決議は、法令及びこの定款に別段の定めがある場合を除き、出席した理事の過半数をもって行う。
- 4 理事会の目的である事項につき、特別の利害関係を有する理事は議決に加わることができない。
- 5 理事会の目的である事項につき、理事の全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該事項を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 議事録には、議長及び出席した監事が、署名・押印しなければならない。

第7章 事務局

(事務局の設置等)

第37条 本会の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び主要な職員は、理事会の議決を経て代表理事が任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第8章 財産及び会計

(財産の構成)

第38条 本会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄附金品
- (3) 事業に伴う収入
- (4) 財産から生ずる収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第39条 本会の財産は、代表理事が管理し、その管理方法は社員総会の議決を経て代表理事が別に定める。

(経費の支弁)

第40条 本会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第41条 本会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第42条 本会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに代表理事が作成し、理事会の承認を得なければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第43条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が事業報告書、収支計算書、正味財産増減計算書、貸借対照表及び財産目録等を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認を受けた書類については、定時社員総会に提出し、事業報告書についてはその内容を報告し、その他の書類については社員総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項に定める書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款、社員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第44条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の設定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算出し、前条第3項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金)

第45条 本会が資金の長期借入れを行うときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、社員総会に出席した社員の3分の2以上の議決を経なければならない。

(義務の負担 権利の放棄)

第46条 予算で定めるものを除き、本会が新たに義務を負担し又は権利を放棄しようとするときは、社員総会に出席した社員の3分の2以上の議決を経なければならない。

第9章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、社員総会において社員の半数以上で議決権総数の3分の2以上の議決を経なければ変更することができない。

(解散)

第48条 本会は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

2 前項の社員総会の決議は社員総数の4分の3以上の議決をもって行う。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第49条 本会が公益認定の取消し処分を受けた場合または合併により本会が消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く)には、社員総会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日または当該合併の日から1か月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

(残余財産の帰属)

第50条 本会が清算する場合において有する残余財産は、社員の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与する。

第10章 公告の方法

(公告方法)

第51条 本会の事業につき公告する必要がある場合の公告方法は主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第11章 補則

(補則)

第52条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

(経過規程)

第53条 この定款が成立する前に社団法人日本医療社会事業協会の正会員であった者は、社会福祉士の資格を有しているか否かを問わず、入会手続を経ることなく、第5条第1号の正会員となる。

2 前項により正会員となる会員は入会金を支払う義務を負わない。

3 この定款が成立する前に社団法人日本医療社会事業協会の賛助会員であった者は、入会手続を経ることなく、第5条第2号の賛助会員となる。

附則

1. この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

2. この法人の最初の代表理事は笹岡真弓とする。

3. 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と公益法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

4. この定款は、2011年5月28日に一部を改正し施行する。

5. この定款は、2014年5月22日に一部を改正し施行する。

整理番号	13
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	--	-------	--	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団 ・ 早川育子)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請等調整費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	発達障がいに関して関係者と意見交換 (交通費、駐車料金)		
年月日	令和元年 5月22日~平成	年月日	金額 9,640円

目的	発達障がいのある生徒の進路について関係団体の皆さんと意見交換を行う。
使途	交通費 (新富士 ~ 浜松往復) 駐車料金
政務活動・ 県政との 関連性	中学卒業後の発達障がいのある生徒の進路は大変狭く、課題が山積している。これまで発達障がいのある生徒の進路をはじめ教育環境の改善に尽力されてきた関係団体の方と意見交換を行い、今後の県政に反映していく。6月定例会代表に反映していく。

《領収書貼付枠》

※支払者 早川育子

領収書 No 137
窓口 No 2

駅 No 51201510

領 収 書

様

金額 ￥8,840円
「消費税等込み」

但し、乗車券類(クレジット扱い)として

2019年5月22日
東海旅客鉄道株式会社

ご利用いただきましてありがとうございます

印紙税申告納
付につき名古屋中村
税務署承認済

新富士駅

現金出納社員

新富士パーキング

TEL:0545-62-0500

M 領収証 A

2019年 ...30日

05822816:16

11:52入

料金 A・1000円

払戻額 ...200円

現金繰込額...800円

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	9,640円	100%	9,640円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	14
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団 ・ 早川育子)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請謝辞等謝費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内容	静岡県行政書士会懇親会に出席・意見交換 (交通費、駐車料金)		
年月日	令和元年 5月24日～平成 年 月 日	金額	9,200円

目的	静岡県行政書士会懇親会に出席し、団体関係者と意見交換を行う。		
使途	交通費 (新富士 ~ 浜松往復) 駐車料金		
政務活動・ 県政との 関連性	静岡県行政書士会の参加者と特に成年後見人制度などこれからの高齢社会における課題など意見交換を行い、今後の県政に反映していく。		
<<領収書貼付枠>> ※支払者 早川育子 ※駐車料金領収書は別紙			
		領収書No 189 窓口No 2 駅No 51201510 領 収 書	様
		金額 ￥8,200円 「消費税等込み」 但し、乗車券類(クレジット扱い)として	
		2019年 5月24日 東海旅客鉄道株式会社 ご利用いただきましてありがとうございます	
		印紙税申告納 付につき名古屋中村 税務署承認済	
		新富士駅 現金出納社員 	

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかるものである	9,200円	100%	9,200円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

金 額 元 年 5 月 27 日

様

沿 津
静 岡
山 梨
富 士 山



駐 車 時 間

15 時 00 分 から

駐 車 料 金

34,000



新 富 士 駅 北 口 駐 車 場

オーケー
パーキングOK

静 岡 県 富 士 市 柳 島 2 7 6 - 7

TEL (0545) 61-8321

整理番号	15
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書

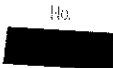
(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請情報謝費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料(静岡・朝日・富士・岳南)		
年月日	令和元年 5月27日~平成 年 月 日	金額	4,041円

目的	情報収集の為の新聞購読
使途	新聞購読料(静岡、朝日、富士、岳南)
政務活動・ 県政との 関連性	日々情報収集し、県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため

<<領収書貼付枠>>

領収証 (口座振替)

支店 01 区域 006 順路 006 No.  公明党県議団 振様

品名	数量	金額(円)	計	領収金額(支払元)
朝日新聞 朝刊	1	3,353		8,082 円
静岡新聞	1	2,980		
岳南朝日新聞	1	822		
富士ニュース	1	927		

2019 年 05 月 号
 領収致しました (引落日)
 2019 年 05 月 27 日

(有) 星野新聞
 静岡県富士市緑町1-28



本店 0545-52-0376

ご購読ありがとうございます。本誌はご保存下さい。全国その他も訂正したものは発行です

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用としての利用があるため、按分する。	8,082円	1/2	4,041円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	16
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	--	-------	--	-------

支出証拠書

(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料(毎日・日経)		
年月日	令和元年 5月27日~平成 年 月 日	金額	4,100 円

目的	情報収集の為の新聞購読
使途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日々情報収集し、県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため

《領収書貼付枠》

領収証 兼 自動振替済証
公明党県議団 様

2019年 5月分
(2)1053.00自振
お問合せ

柚木 460-7

銘柄	部数	単価	金額	備考
毎日新聞朝刊	1	3,300	3,300	
日本経済新聞	1	4,900	4,900	

合計金額
8,200円

毎度ご購入有難うございます。
上記の金額正に領収致しました。



相撲が終わっても、サッカー(6/8
ワールドカップ)・ラグビーも続きます
まだまだスポ日から目が離せません。
1週間試読紙無料。ぜひお問い合わせを

株式会社 田畑新聞店
静岡県富士市本市場112番地
TEL: 0545-61-0011(代)

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用としての利用があるため、按分する。	8,200円	1/2	4,100円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	17
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証拠書


(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費(資料購入費)・事務費・事務所費・人件費		
内容	新聞購読料(読売)		
年月日	令和元年 5月27日~平成 年 月 日	金額	1,850円

目的	情報収集の為の新聞購読
使途	新聞購読料
政務活動・ 県政との 関連性	日々情報収集し、県政に対して提言・要望・調査依頼等を行うため

《領収書貼付枠》

領収証
公明党県議団 御中

2019年 5月分
(14) 136.00自振
お問合せNo. 

銘柄	部数	金額	備考
読売新聞朝刊	1	3,700	

合計金額
3,700円

毎度、ご愛読いただきまして誠にありがとうございます
合計金額には、消費税が含まれています

新聞休刊日は6月10日付朝刊です
行楽や帰省等で新聞をお休みにする際は
お気軽に当店までお申し付け下さい
フリーダイヤル0120-185049

読売新聞・静岡新聞・スポーツ報知
有限会社 雨森新聞舗
〒416-0912 富士市加島町5-118
TEL(0545)61-5049/FAX(0545)64-3854



(証券No. 118-2019/05/29 09:53:39)



按分の理由 私用としての利用があるため、按分する。	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
	3,700円	1/2 50%	1,850円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

整理番号	18
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者	
----	-------	---	-------	---	-------	--

支出証 拠 書

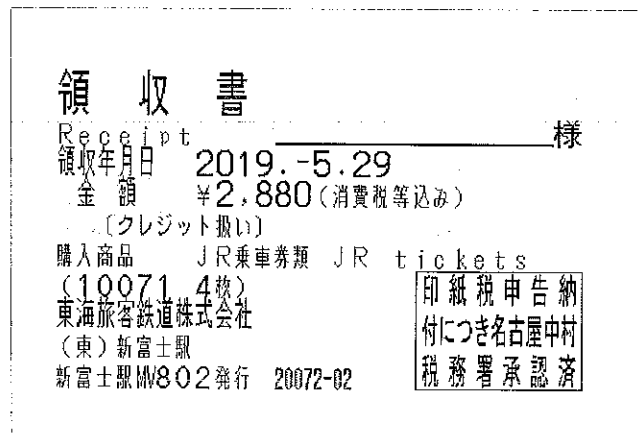
(会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

経費項目	調査研究費 研修費・広聴広報費・要請等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務費・事務所費・人件費		
内 容	女性の健康支援について県民意見聴収 (交通費) 駐車料金.		
年 月 日	令和元年 5月29日~平成 年 月 日	金 額	3,880円

目 的	女性の健康支援について専門的に推進してこられた方より意見を伺う
使 途	交通費 (新富士 ~ 静岡往復) 駐車料金
政務活動・ 県政との 関連性	ライフステージに応じ変化する女性の健康について様々な観点から課題解決に向けた専門家と意見交換を行ない、今後県政に反映をしていく

《領収書貼付枠》

- ※ 支払者 早川育子
- ※ 駐車料金領収書は別紙



按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
全て政務活動にかかる ものである	3,880	/	3,880
	3,880 円	100%	3,880 円

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入すること。

領 収 証

金 銭 元 年 5 月 29 日

早川いづ子様

沼津
静岡
山梨
富士山



駐 車 時 間 8 時 15 分 から



駐 車 料 金 4,000

新 富 士 駅 北 口 駐 車 場

オーケー
パーキングOK

静岡県富士市柳島276-7
TEL (0545) 61-8321

整理番号	19
------	----

決裁	会派代表者		経理責任者		経理担当者
----	-------	---	-------	--	-------

支出証拠書 (自動車燃料代)

【 5 月分】 (会派名・議員氏名 公明党静岡県議団・早川育子)

区分	前回給油(領収書貼付分) A	今回(直近の)給油 B	総走行距離 C=B-A
年月日	年 月 日	年 月 日	
走行距離	km	km	km

(経費項目別充当額)

経費項目	走行距離 (km)	積算方法 ※	充当額 (円)
事務費		円 × km / km	円

※単価による充当方式 : 単価 (円) × 走行距離 (km)

※領収書による充当方式

・積上げ方式 : 領収書金額 (円) × 走行距離 (km) / 総走行距離 (上記C) (km)

・充当限度割合による按分 : 領収書金額 (円) × 充当限度割合

《支払証明》上記のとおり支払った (充当した) ことを証明します。 議員氏名 ㊟

《領収書貼付枠》

別紙

按分の理由	領収書金額(a)	按分率(b)	政務活動費支出額(a×b)
私用分按分	4,933円	1/2	2,466円
		50%	

※ 按分による支出がある場合は、領収書等の金額、按分率及び政務活動費の支出額をそれぞれ該当欄に記入す



お客様控え
IDEMITSU (クレジット領収書)

317865

ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 2019年 5月10日
08:17

HAYAKAWA IKUKO様
出光外ヅナ

出光ゼアス	P-13(内)	
22.98 L	8142.0	3263円
01200.00		

合計 3,263円
(内、消費税等(8.00%) 242円)

支払区分：一括
承認No. 0000003335

カード会員

伝No: 10327 担当: 8800



お客様控え
IDEMITSU (クレジット領収書)

317865

ハートランド富士給油所
TEL 0545-52-3829
サガミシード株式会社
静岡県富士市日乃出町1
TEL 0545-52-3829

売上 2019年 5月29日
18:24

HAYAKAWA IKUKO様
出光外ヅナ

出光ゼアス	P-31(内)	
11.76 L	8142.0	1670円
01200.00		

合計 1,670円
(内、消費税等(8.00%) 124円)

支払区分：一括
承認No. 0000003343

カード会員

伝No: 10096 担当: 8800